

学校いじめ防止基本方針

江戸川区立西一之江小学校

令和7年10月1日

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

○基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校ではすべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

○いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法第2条より】

○学校及び職員の責務

- ・人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする心を育むことによっていじめの防止・早期発見に努める。
- ・いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図っていく。
- ・いじめを許さないという態度を明確にし、問題の背景理解に努め、根本的な理解が得られるまで粘り強く指導する。
- ・担任や一部の教職員のみで対応するのではなく、いじめ対策委員会を中心に組織的な対応、指導を行う。

2 いじめ問題への対策

(1) いじめ防止の組織

「いじめ対策委員会」

構成員・・・管理職、教務主任、生活指導主任、いじめ・不登校対策委員長、学年主任
養護教諭、教育相談コーディネーター

※内容や案件に応じて、スクールカウンセラーや他の必要な教職員や学校関係者等が出席する。

(2) いじめの未然防止

すべての児童が学校(学年・学級)を魅力ある場所と感じられるようにする未然防止の取組を進める。

- 学校いじめ防止基本方針を児童、保護者に周知する。
- いじめ問題に関する校内研修の計画、実施
- OL-GATEの活用
- 子どもの人権意識を育む

毎月第4週を「人権週間(なかよし週間)」とし、いじめを生み出さないために子ども一人一人が違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによっていじめを許さない集団作りを進めていく。

【各教科の授業を通して】

- ・ユニバーサルデザインの考え方を生かした環境づくりや、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを行いながら、児童が主体的に考えられるようにする。
- ・日頃の授業の中で自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられるようにする。

【道徳教育を通して】

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において、道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

【特別活動を通して】

- ・自分の役割をきちんと果たすことで他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をつくる。
- ・学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度を育てる。
- ・西一タイム(異学年交流)の活動の中で、協力したり、協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

【総合的な学習の時間を通して】

- ・「情報」のメディアリテラシー教育の中で、児童に対し正しくタブレットや携帯電話、WEB、SNS等をつかうことができる力を身に付けさせる。
- ・福祉体験やボランティア体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開していく。

(3) いじめの早期発見

- ・朝の健康観察及び休み時間等の様子の観察
- ・生活指導夕会や校内委員会での児童の情報交換と情報共有
- ・児童対象いじめアンケート調査
- ・スクールカウンセラーを通じた聞き取り調査
- ・保護者及び地域、関係機関からの情報提供
- ・日頃から児童の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに児童との信頼関係を築くようにする。

(4) いじめの早期対応

- ・いじめ対策委員会の設置
- ・速やかな対応策の検討、実施
- ・被害の児童やその保護者へのケア（スクールカウンセラー等を活用）
- ・加害の児童に対する組織的、継続的な観察・指導
- ・保護者や関係機関と連携

(5) いじめの重大事態への対処

- ・教育委員会への報告と連携
- ・被害の児童に対する複数員による保護や情報共有の徹底
- ・被害の児童への緊急避難措置の検討、実施
- ・加害の児童へ緊急措置の検討、実施
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報
- ・法第28条に基づく調査を実施するため、教育委員会が設置する組織との連携・協力

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）より】

一 に該当する事案について

- 例えば
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など

二 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

一・二 に共通すること

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(6) 保護者との連携について

- ・保護者会やPTA研修会等がいじめに関する内容を取り扱い、いじめの実態や指導方針などの情報を提供するとともに、意見交換する場を設ける。
- ・授業参観や保護者向け研修会の開催、HP、学校、学年便り等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。